

平成13年事業所・企業統計調査の概要

1 調査の目的

平成13年事業所・企業統計調査は、我が国のすべての事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として実施した。

2 調査の沿革

調査は統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和22年に開始され、平成8年の調査から企業の実態把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更した。

調査は昭和23年調査から昭和56年調査までは3年ごと、昭和56年以降は5年ごとに実施している。なお、民営事業所を対象として平成元年及び平成6年に事業所名簿整備のための調査を実施しており、平成8年調査の際、この中間年の調査は事業所・企業統計調査の簡易調査と位置づけられた。平成11年調査は簡易調査として初めて実施され、これを含めて、平成13年調査は第18回目に当たる。

3 今回調査の特色

今回調査では、従来の調査項目に加えて、近年の企業活動の多角化、企業再編の活発化及び企業活動における情報化の進展等を踏まえ、企業グループの構造、企業の合併・分割の状況、電子商取引の状況等、企業関連項目の充実を図った。

4 調査日

平成13年10月1日

5 調査の対象

調査日現在、国内に所在するすべての事業所。ただし、次の事業所は調査対象外とした。

- (1) 日本標準産業分類（平成5年10月4日総務庁告示第60号）の「大分類A - 農業」、
「大分類B - 林業」及び「大分類C - 漁業」に属する個人経営の事業所
- (2) 同日本標準産業分類の「小分類741家事サービス業（住込みのもの）」、「同742家事サービス業（住込みでないもの）」及び「中分類96 - 外国公務」に属する事業所

6 調査の対象

原則として、単一の経営者が事業を営んで

いる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

7 調査の方法

調査は甲調査と乙調査に分けて実施した。

- (1) 甲調査は民営事業所を対象とする全数調査で、総務大臣（統計局長） - 都道府県知事 - 市町村長 - 統計調査員（指導員） - 統計調査員（調査員）の流れにより、調査員が調査票甲（甲調査票様式参照）を配布、収集する方法により調査した。
- (2) 乙調査は国及び地方公共団体の事業所を対象とする全数調査で、各府省等の長、地方公共団体の長を通じて調査票乙（乙調査票様式参照）を配布、収集する方法により調査した。なお、独立行政法人は乙調査により調査した。

8 調査事項

(1) 甲調査

【事業所に関する事項】

- ア 名称、電話番号、所在地、郵便番号
- イ 経営組織
- ウ 本所・支所の別
- エ 開設時期
- オ 従業者数
- カ 事業の種類・業態
- キ 形態

【会社企業に関する事項】

- ア 本所（本社・本店）の名称、電話番号、所在地、郵便番号
- イ 登記上の会社成立の年月
- ウ 資本金額及び外国資本比率
- エ 親会社・子会社・関係会社・関連会社の有無
- オ 親会社の名称、電話番号、所在地、郵便番号
- カ 支所（支社・支店）の数
- キ 会社全体の常用雇用者数
- ク 会社全体の主な事業の種類
- ケ 平成8年調査以降の会社の合併、分割、名称変更、本所所在地の移転状況
- コ 電子商取引の状況

(2) 乙調査

- ア 名称、電話番号、所在地、郵便番号
- イ 従業者数
- ウ 事業の種類

用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。

物の生産，サービスの提供が，従業者と設備を有して，継続的に行われていること。

派遣・下請従業者のみの事業所

平成13年調査より，当該事業所に所属する従業者が1人もいなく，他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所も当該事業所としている。

2 経営組織

国及び地方公共団体等

国，都道府県，市区町村，特別地方公共団体（地方公共団体の組合，財産区など）及び独立行政法人の事業所

民 営

国及び地方公共団体等の事業所を除く事業所をいう。

個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。法人組織になっていなければ，共同経営の場合も個人経営に含めた。

法 人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

会 社

株式会社，有限会社，合名会社，合資会社，相互会社及び外国の会社をいう。

ここで，外国の会社とは，外国において設立された法人の支店，営業所などで，商法の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

なお，外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は，外国の会社とはしない。

会社以外の法人

法人格を持っているもののうち，会社以外の法人をいう。

例えば，社団法人，財団法人，社会福祉

法人，学校法人，医療法人，宗教法人，事業協同組合，農（漁）業協同組合，労働組合（法人格を持つもの），共済組合，国民健康保険組合，信用金庫，日本放送協会（NHK），各種の公団・公庫・事業団などが含まれる。

法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。例えば，後援会，同窓会，防犯協会，学会，労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

3 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の販売額又は収入額の多いもの）により分類した。原則として，日本標準産業分類（平成5年10月総務庁告示第60号）によるが，一部の小分類項目については分割したのも小分類に含めて表章している。（平成13年事業所・企業統計調査に用いた産業分類と日本標準産業分類との相違点一覧参照）

4 従業者

従業者とは，調査日現在，当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって，他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。また，当該事業所で働いている人であっても，他の会社や下請先などの別経営の会社から派遣されているなど，当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお，個人経営の事業所の家族従業者は，賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

個人業主

個人経営の事業所で，実際にその事業所を営んでいるもの。

無給の家族従業者

個人業主の家族で，賃金・給与を受けずに，事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても，実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は，「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

有給役員

有給役員とは，法人，団体の役員（常勤，非常勤は問わない。）で給与を受けている人をいう。

重役や理事などにあっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。
期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成13年8月と9月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている人をいう。

臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

5 派遣又は下請従業者

(別経営の事業所から)

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人のほか、下請として他の会社など別経営の事業所から来て働いている人をいう。

6 本所・支所の別

単独事業所

他の事業所に同一経営の本所(本社・本店)や支所(支社・支店)を持たない事業所。

本所(本社・本店)

他の場所に同一経営の支所・支社・支店などがあって、それらのすべてを統括している事業所。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

支所(支社・支店)

他の場所にある本所(本社・本店)の統括を受けている事業所。上位の事業所の統括を受ける一方で、下記の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。

支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。

7 開設時期

事業所が現在の場所で事業を始めた年をいう。

8 会社企業

会社企業とは、経営組織が株式会社、有限会社、合名会社、合資会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで(会社)企業となる。

なお、本報告書で「企業」とは、この会社企業をいう。

9 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支社を含めた企業全体の主な事業の種類(企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの)により分類している。

10 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社及び合資会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

11 親会社・子会社・関係会社・関連会社

親会社

当該企業への出資比率が、50%を超える会社をいう。

子会社

当該企業の出資比率が、50%を超える会社をいう。

関係会社

当該企業への出資比率が、20%以上50%以下の会社をいう。

関連会社

当該企業の出資比率が、20%以上50%以下の会社をいう。

12 会社成立時期

商業(法人)登記簿謄本における会社成立の年月をいう。

13 会社の合併・分割等の状況

新設合併

2つ以上の会社のすべてが解散して合体し新たに会社を設立した場合をいう。

吸収合併

1つの会社が存続し，他の会社が解散して存続会社に吸収された場合をいう。

分社・分割

会社組織の一部を分離又は分割し，新たな会社として設立した場合をいう。

移転

本所事業所が他の場所から現在の場所に移転した場合をいう。

正式名称を変更

会社の正式名称（登記上の名称）を変更した場合をいう。

14 電子商取引

電子商取引とは，インターネットやインターネット以外のコンピューターネットワークを利用した商取引をいう。

ただし，決済及び同一企業内の事業所間での商取引は，ここでいう電子商取引には含まれていない。

15 電子商取引の内容

受注

物品，サービスの販売，配送，製造などの注文を受けること。

発注

物品，サービスの購入，配送，製造などの注文を発すること。

配送等又はその手配

音楽，映像，メール新聞などのサービスの送信，物品の発送の手配をすること。

アフターサービス等その他

販売した物品，サービスのアフターサービスなど，上記の「受注」，「発注」，「配送等又はその手配」に該当しない電子商取引。

平成13年事業所・企業統計調査に用いた産業分類と日本標準産業分類の相違点一覧

日本標準産業分類	平成13年事業所・企業統計調査産業分類
<p>E 建設業</p> <p>109 その他の職別工事業</p>	<p>{ 10A 内装工事業</p> <p>{ 10B その他の職別工事業</p>
<p>F 製造業</p> <p>343 がん具・運動用具製造業</p> <p>349 他に分類されない製造業</p>	<p>{ 34A 運動用具製造業</p> <p>{ 34B がん具製造業</p> <p>{ 34C 情報記録物製造業（新聞，書籍等の印刷物を除く）</p> <p>{ 34D 他に分類されない製造業</p>
<p>I 卸売・小売業，飲食店</p> <p>481 各種商品卸売業</p> <p>501 農畜産物・水産物卸売業</p> <p>569 その他の飲食料品小売業</p> <p>595 スポーツ用品・がん具・ 娯楽用品・楽器小売業</p> <p>599 他に分類されない小売業</p> <p>601 食堂，レストラン</p> <p>609 その他の一般飲食店</p>	<p>{ 48A 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）</p> <p>{ 48B その他の各種商品卸売業</p> <p>{ 50A 米穀類卸売業</p> <p>{ 50B 野菜・果実卸売業</p> <p>{ 50C 食肉卸売業</p> <p>{ 50D 生鮮魚介卸売業</p> <p>{ 50E その他の農畜産物・水産物卸売業</p> <p>{ 56A 料理品小売業</p> <p>{ 56B その他の飲食料品小売業</p> <p>{ 59A スポーツ用品小売業</p> <p>{ 59B がん具・娯楽用品小売業</p> <p>{ 59C 楽器小売業</p> <p>{ 59D 花・植木小売業</p> <p>{ 59E 他に分類されない小売業</p> <p>{ 60A 一般食堂（別掲を除く）</p> <p>{ 60B 日本料理店</p> <p>{ 60C 西洋料理店</p> <p>{ 60D 中華料理店</p> <p>{ 60E 焼肉店（東洋料理のもの）</p> <p>{ 60F 東洋料理店（中華料理店・焼肉店を除く）</p> <p>{ 60G ハンバーガー店</p> <p>{ 60H お好み焼き店</p> <p>{ 60J その他の一般飲食店</p>

日本標準産業分類	平成13年事業所・企業統計調査産業分類
L サービス業	
721 洗濯業	<ul style="list-style-type: none"> 72A 普通洗濯業 72B リネンサプライ業
747 冠婚葬祭業	<ul style="list-style-type: none"> 74A 葬儀業 74B 結婚式場業 74C 冠婚葬祭互助会
759 その他の宿泊所	<ul style="list-style-type: none"> 75A 会社・団体の宿泊所 75B 他に分類されない宿泊所
766 スポーツ施設提供業	<ul style="list-style-type: none"> 76A スポーツ施設提供業（別掲を除く） 76B 体育館 76C ゴルフ場 76D ゴルフ練習場 76E ボウリング場 76F テニス場 76G バッティング・テニス練習場
768 遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> 76K マージャンクラブ 76L パチンコホール 76M その他の遊戯場
769 その他の娯楽業	<ul style="list-style-type: none"> 76N マリーナ業 76P 遊漁船業 76Q その他の娯楽業
799 その他の物品賃貸業	<ul style="list-style-type: none"> 79A 音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く） 79B その他の物品賃貸業
822 情報処理・提供サービス業	<ul style="list-style-type: none"> 82A 情報処理サービス業 82B 情報提供サービス業 82C その他の情報サービス業
848 個人教授所	<ul style="list-style-type: none"> 84A 学習塾（各種学校でないもの） 84B フィットネスクラブ 84C スポーツ・健康個人教授所 （フィットネスクラブを除く） 84D 生花・茶道個人教授所 84E そろばん個人教授所 84F 音楽個人教授所 84G 書道個人教授所 84H 和裁・洋裁個人教授所 84J その他の個人教授所
869 他に分類されない事業サービス業	<ul style="list-style-type: none"> 86A 労働者派遣業 86B 他に分類されない事業サービス業

日本標準産業分類	平成13年事業所・企業統計調査産業分類
903 児童福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="655 293 842 327">90A 保育所 <li data-bbox="655 360 1050 394">90B その他の児童福祉事業
918 社会教育	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="655 432 842 465">91A 公民館 <li data-bbox="655 465 842 499">91B 図書館 <li data-bbox="655 499 962 533">91C 博物館，美術館 <li data-bbox="655 533 1082 566">91D 動物園，植物園，水族館 <li data-bbox="655 566 991 600">91E その他の社会教育